

## 福祉医療費助成金請求書記載要領

1. 保険医療機関等の所在地及び名称・開設者氏名欄については、各項目を記載すること。
2. 受給資格者番号欄については、受給者証の受給資格者番号を左詰めにして記載すること。
3. 入院・外来欄及び社保・国保・退職者・後期高齢者欄については、該当する数字を○で囲むこと。
4. 高齢受給者証を所持する70歳～74歳の被保険者のうち、生年月日が昭和19年4月2日以降の2割負担の者については、前期高齢者欄に「2」を記載するとともに、8割給付欄に総点数を記載すること。  
高齢受給者証を所持する70歳～74歳の被保険者のうち、生年月日が昭和19年4月1日以前の特例措置により1割負担となる者については、前期高齢者欄に「1」を記載するとともに、9割給付欄に総点数を記載すること。  
高齢受給者証を所持する70歳～74歳の被保険者のうち、3割負担の者については、前期高齢者欄に「1」を記載するとともに、7割給付欄に総点数を記載すること。
5. 長期特定疾病<sup>■</sup>の対象者については、長期欄に「1」を記載し、該当給付欄に総点数を記載すること。
6. 公費受給者については、各制度に該当する番号を長期欄に記載するとともに、患者負担額欄に公費に係る自己負担相当額を記載すること。  
なお、総点数と公費対象点数が同点数でない場合は、公費対象点数欄に公費対象点数を併せて記載すること。
  - ・小児慢性特定疾患医療の対象者 「2」
  - ・特定疾患医療の対象者 「3」
  - ・障害者総合支援法の対象者 「4」
  - ・難病の患者に対する医療等に関する法律の対象者 「5」
7. 感染症法（結核）〔第37条の2〕の対象者については、長期欄を「ブランク」とし、該当給付欄に総点数を記載するとともに、公費対象点数欄に公費対象点数を記載すること。
8. 患者負担額欄については、診療報酬明細書記載要領に準じて記載すること。  
ただし、長期特定疾病<sup>■</sup>の対象者については、患者負担限度額に達した場合は患者負担限度額を、それ以外の場合は患者負担額を必ず記載すること。  
公費併用の受給者については、原則、公費負担医療に係る患者負担額を記載すること。
9. 2以上の公費受給者証を所持する受給者については、主たるもの長期欄に記載し、それ以外の公費については、備考欄に公費負担者番号を記載すること。（長期特定疾病<sup>■</sup>と他の公費を併用して受給している場合は、長期特定疾病<sup>■</sup>を長期欄に優先して記載すること。）
10. 限度額適用認定証又は、適用区分の記載がある公費受給者証の提示を受けた場合は、該当するコードと略号を備考欄に記載すること。
11. 月遅れ請求分については、備考欄に診療年月を○年□月分と記載すること。
12. 柔道整復、はり灸・マッサージ及び訪問看護ステーションについては、「点数」を「円」と読み換えて記載すること。
13. 合計欄については、1枚ごとに件数・点数等を合計して記載すること。